

「はい、こちら企業の労働10番です」。

電話の主は、大手製造会社の子会社に出向した社長さんでした。相談内容は次の通り。

「出向先では代表取締役とはいえ、出向元では労働者です。

保険を使えないと言われ、また、業務中のケガなので健康保険も使えないと言われました。親会社では労働者の扱いのままなのに、本当に親会社・子会社どちらの労災保険も健康保険も使えないのでしょうか」という電話でした。



名北協会相談員日誌 160

これが「企業の労働10番」です

一般社団法人 名北労働基準協会
労働保険部係長
特定社会保険労務士 若井大志

出向先で代表取締役になった場合、 労災保険で補償されますか？

私は、病院で言われた通り、労災保険も健康保険も使えないと回答しました。

「出向の場合、出向先の労災保険の対象となり、そこで代表取締役の場合、労災保険上の労働者としては扱われません。したがって、労災保険の補償は受けられません。加えて、

出向先は10名程度の正社員を雇っている会社で、製造業の現場で業務に携わっています。先日、業務中に床に段差があることに気づかずにつまずいて転倒し打撲をしました。病院に行ったのですが、代表取締役は労災

仕事・通勤中の怪我、病気で被保険者5名以上の場合、健康保険も使えず、治療費は全額自己負担となります。また、代表取締役に限らず出向先で業務執行権を有する役員も同様ですのでご注意ください」とお話しを

しました。

出向労働者に対する労災保険の補償について、通達では「出向労働者に係る保険関係が、出向元事業と出向先事業とのいずれかにあるかは、出向の目的及び出向元事業主と出向先事業主とが当該出向労働者の出向につき行った契約ならびに出向先事業における出向労働者の労働の実態等に基づき、当該労働者の労働関係の所在を判断して、決



定すること」としています（昭和35・11・22基発932号）。

ここでいう「労働関係の所在」とは、一般的に、出向元、出向先のどちらかが労働者の賃金を負担しているのではなく、出向労働者がどちらの事業で業務を提供しているかで判断されます。

したがって、出向労働者は、出向先で労務を提供するのが通常ですから、労災保険は出向先

で補償することが原則となります。よって、出向先で労災保険を補償するわけですが、今回のケースでは、被災者が代表取締役であるため出向先の労災保険を使うことはできません。

そもそも労災保険の補償対象者は、職業の種類を問わず労災保険法の適用を受ける事業に使用され、賃金を支払われる者で、使用従属関係にある者を指します。したがって、代表取締役は一般的には代表権あるいは業務執行権を有することになると思われ、事業主と使用従属関係にない者になると考えられますので、労災保険の補償対象者ではないことになるでしょう（昭和23・1・9基発14号）。

また、出向元での労働者としての身分に基づいて出向元の労災保険が使えるかという点、先程の通達によりそれとできません。結局のところ、出向元でも出向先でも労災保険の給付は受けられないということです。

ただし、このような場合であっても、労災保険が補償される方法が一つだけあります。それは「出向先会社での労災保険の特別加入」です。この労災保険の特別加入制度を利用すれば、

労災保険が使えない社長等の会社役員、個人会社の事業主とその同居親族、一人親方（自営業者）の皆様も、国の労災保険に加入でき、補償がされます。

なお、「労災保険の特別加入」ができる条件は、50名以下の金融、保険、小売、不動産業、100名以下の卸売、サービス業、300名以下の上記以外の業種であり、国が認可した労働保険事務組合に事務委託することが必要です。

当協会の「労働保険事務組合」は昭和43年の設立以来、経験豊かなスタッフと関係行政と数多くの建設ゼネコン会社、製造工場、各種団体との密接な連携関係により迅速、確実な事務処理を行い、現在約1400社の事業場に労働保険事務を委託しており、定評を得ております。

相談内容のように、労災保険の特別加入をされない状態で事故に遭われた不幸な事例が関連子会社の役員に限らず数多く発生しております。労災保険の特別加入の有無が企業や被災者の家族の生活を左右します。「労災保険の特別加入」のご検討をしてみたいかがでしょうか。

イラスト・木村武司